

資格停止措置一覧表

令和6年3月27日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	中部電力ミライズ㈱	愛知県名古屋市東区東新町1番地	6. 3. 28 ~ 6. 5. 12 (1. 5箇月)	<p>公正取引委員会は、東海地方の大口顧客向けの都市ガス販売で受注調整をしていたとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定違反により、中部電力ミライズ㈱に対して、令和6年3月4日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、岐阜市上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。</p> <p>なお、課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮した。</p> <p>(独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)</p>